



滋賀県
Shiga Prefecture

滋賀県土木防災情報

河川防災カメラ解説書



1. はじめに

1-1. 滋賀県河川防災カメラとは

(1) システム概要

滋賀県河川防災カメラは、川の様子を5分毎に静止画撮影して更新することにより、防災に役立つ情報を提供します。

平常時は、普段の川の形状や姿を知っていただき、川に親しみをもってもらい、大雨時には川の様子を確認し、浸水被害の防止や迅速な避難に役立ててもらうことを目的にしています。

1-2. 本システムの使い方

河川防災カメラを活用して、いざというときに備えましょう。
主な機能や操作については、[「操作方法」](#)をご覧ください。

(1) 普段の川の様子を確認しておきましょう。

普段、どれくらいの水が流れているのか、川の形はどのようなになっているのか、量水標(右図.量水標)のしるしはどの高さについているのか・・・など、晴れた日に撮影画像を確認しておきましょう。実際にカメラが撮影している場所を見に行くのもよいかもしれません。各カメラ局の個別ページには、普段の川の様子 of 撮影画像を載せていますので参考にすることができます。

もし今、雨が降っていて普段の川の様子が分からない時は、カメラの過去画像検索を使うことで、7日前までさかのぼって川の様子を見ることができます。



量水標

(2) 大雨が降ってきたら。

川の水位が上がってきます。撮影画像には、現在の水位情報も一緒に表示しています（撮影画像は5分毎に更新しますが、水位情報は10分毎の更新ですので注意してください）。

川の水位がどんどん上がって、普段あまり見ないほど水位が上がってくると、すさまじい水の勢いや濁流が撮影画像でとらえられ、恐怖を感じることもあります。このような時は、いざという時にすぐに避難することができるよう準備をしたり、もし水があふれた時のために家財を高所に上げるなどの対策や、水防活動を行うなど、判断に活かしてください。

また、家族や地域で避難のタイミングについて話し合っておくことも大切です。

(3) その他の機能

過去画像検索画面で、一覧表示された撮影画像をクリックすると、撮影画像の連続再生（アニメーション）を見ることができます。携帯電話用の配信サイトがあります。パソコンのインターネットが使えない場合でもアクセスすることができます。

携帯サイトへはこちらのURLからアクセスできます。

<http://c.shiga-bousai.jp/shigapref/m/>

バーコード読取機能のある携帯電話は右のバーコードからもアクセスできます。



1-3. カメラについて

カメラは夜間でも照明なしで川の様子が見えるように、超高感度撮影素子を搭載したものを採用しています。（一部例外あり）また、プライバシー確保のため、住宅地等が大きく映り込む場所では、遮蔽板を設けてカメラに映らないようにしています。

1-4. 利用上の注意事項

システムは、現地に設置したカメラが5分毎に撮影した静止画像を、ホームページに公開するまでを全て自動で行っています。そのためカメラが撮影した画像にはインターネットでの公開上不適切なものが映り込む可能性があります。管理者が覚知した場合は速やかに削除の措置を取るものとします。また、カメラに個人等が映り込むなど、適当な理由と判断されるものについては申し出により削除の措置を取るものとします。

本システムで提供している水位情報は、無人観測所などから送られてくるデータを観測後直ちに知らせる目的で作られています。そのため観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。

予期しない障害や、点検または工事などにより予告なしにシステムの停止が起こる場合があります。

本システムの管理・運用にあたっては、「[滋賀県河川防災カメラ運用要領](#)」によるものとします。

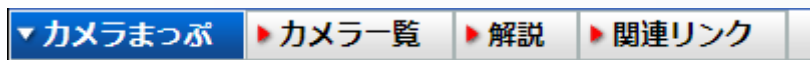
<問い合わせ先>

2. 操作方法

2-1. サイト構成

画面名	内容
1. カメラマップ画面	滋賀県全域の地図から、設置されている各局のカメラ位置や河川の水位の情報等を確認することができます。
2. カメラ一覧画面	各局のカメラ情報が一覧表示されており、一目で各局の情報を確認することができます。 また、地域でカメラを検索することも可能です。
3. 各カメラ局の個別画面	各局のカメラ画像を大きく表示しており、現在の河川がどのような状況かを確認することができます。
4. 過去画像検索画面	各局のカメラ毎に、過去の画像を検索し確認することができます。
5. 解説画面	現在表示しているページで、当サイトに関する説明や注意事項を確認することができます。
6. 関連リンク画面	防災に関わるリンク集をまとめております。

(1) ナビゲーションメニュー



ナビゲーションメニュー

各メニューをクリックすることで、カメラマップ、カメラ一覧、解説、関連リンク画面へ移動することができます。

2-2. 操作方法

- ▶ [カメラマップ画面の操作方法について](#)
- ▶ [カメラ一覧画面の操作方法について](#)
- ▶ [各カメラ局の個別画面の操作方法](#)
- ▶ [過去画像検索画面の操作方法について](#)
- ▶ [アニメーションウィンドウの操作方法について](#)

(1) かんめらマップ画面の操作方法

機能名	内容
1. 地図	地図上に設置されている各局のカメラをアイコンで表示します。
2. 凡例	各アイコンの意味を表示しております。
3. 簡易情報表示エリア	カメラのアイコンを選択することで、対象局のカメラの情報を表示します。
4. カメラアイコン	目的のカメラアイコンを、シングルクリックすると簡易情報表示エリアに簡易情報を表示します。 また、ダブルクリックすると各カメラ局の個別画面へ移動します。

カメラマップ

滋賀県全域

カメラ凡例

- 河川防災カメラ
- 正常水位
- 水防団待機水位
- はん濫注意水位
- 避難判断水位
- はん濫危険水位
- 計画高水位超
- 欠測/未観測

カメラマップの操作について
カメラを選択(クリック)することで、
こちらに簡易情報を表示します。
カメラをダブルクリックすると、
カメラ詳細画面へ移動します。

**シングル
クリック**

大井橋(姉川)

2013年07月05日 19時55分

0.25m →

**ダブル
クリック**

大井橋(姉川)

2013年07月05日 19時55分 観望

各カメラ局の
個別画面

参考情報

洪水時に地域が浸水している場所情報(長良市大井町(大井橋))

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

(2) カメラ一覧画面の操作方法

機能名	内容
1. 地域検索	対象地域にて各局のカメラを検索することが可能です。
2. カメラ一覧	検索結果のカメラ局を一覧表示します。 また、画像をクリックするか詳細ボタンをクリックすることで各カメラ局の個別画面へ移動します。

カメラ一覧

対象地域: 全て

検索

1

凡例

滋賀県全域

天野川橋(天野川)

2013年07月05日 19時40分

▲ -0.01m →

詳細

難波橋(姉川)

2013年07月05日 19時40分

▲ 0.95m →

詳細

大井橋(姉川)

2013年07月05日 19時40分

▲ 0.25m →

詳細

2

難波橋(姉川)

2013年07月05日 20時40分

▲ 0.92m →

詳細

大井橋(姉川)

2013年07月05日 19時45分

▲ 0.25m →

詳細

シングルクリック

各カメラ局の個別画面

大井橋(姉川) 2013年07月05日 19時45分 現在

現在画像

平野部の画像

参考情報

水位情報

観測時刻

水位高

水位変動

[カメラ詳細画面へ移動]
2013年07月05日 20時40分
難波橋(姉川)

[水位情報]
2013年07月05日 20時30分
水位高=0.92m
警告レベル=正常水位

(3) 各カメラ局の個別画面の操作方法

機能名	内容
1. 最新画像画面	現在の河川の様子を確認することができます。
2. 過去画像検索画面へのリンクボタン	検索ボタンをクリックすることで過去画像検索画面へ移動します。
3. 平常時の画像	平常時(晴れた日)の河川の様子を確認することができます。
4. 近傍水位局へのリンクボタン	河川の水位情報について、詳しく掲載しているサイトに移動することができます。
5. 参考情報	対象のカメラ局に関するお知らせや補足情報等を掲載します。
6. 水位情報(近況)	河川の水位情報近況(直近2時間)を確認することができます。
7. 最新画像画面(指定水位超過時)	洪水時、または指定水位超過時に別アングルの河川状態を確認することが出来ます。

安吉橋(日野川) 2016年10月14日 13時15分 現在

現況画像

平常時の画像

参考情報

水位情報-近況

観測時刻	11時10分	11時20分	11時30分	11時40分	11時50分	12時00分
水位情報(m)	▲-0.29m →	▲-0.29m →	▲-0.30m ↓	▲-0.30m →	▲-0.30m →	▲-0.30m →
観測時刻	12時10分	12時20分	12時30分	12時40分	12時50分	13時00分
水位情報(m)	▲-0.30m →	▲-0.30m →	▲-0.30m →	▲-0.30m →	▲-0.31m ↓	▲-0.31m

過去画像検索画面

近傍水位局

はん濫危険 4.1

避難判断 3.4

はん濫注意 2.7

(4) 過去画像検索画面の操作方法

機能名	内容
1. 過去画像検索	対象カメラ局の過去画像を指定の条件で検索することが可能です。 - 表示間隔・・・「正時」、「10分」から選択することができます。 なお、「10分」を選択した際は最新から4時間分の画像を表示します。 - 検索日付・・・表示間隔を「正時」を選択した時のみ選択可能で、最大7日間さかのぼることができます。 - 表示対象・・・両方、プリセット 1 名称、プリセット 2 名称の中から好きなカメラ映像を検索できます。
2. 検索結果一覧	検索結果の過去画像を一覧表示します。 また、画像をクリックすることでアニメーションウィンドウを起動します。
3. ページ送り	翌日、前日にページ送りすることができます。
4. アニメーションウィンドウ	過去画像および、水位情報を確認することができます。

安吉橋(日野川) 過去画像検索

表示間隔: [正時] 検索日付: 2017/03/20 表示対象: ●両方 ●ホーム ●水量標 🔍 検索 1

【正時】2017年03月20日

2

◀ 前日 翌日 ▶

3

ホーム 13時00分 -0.04m ↑

シングルクリック

安吉橋(日野川): 2017年03月20日 13時00分 [ホーム]

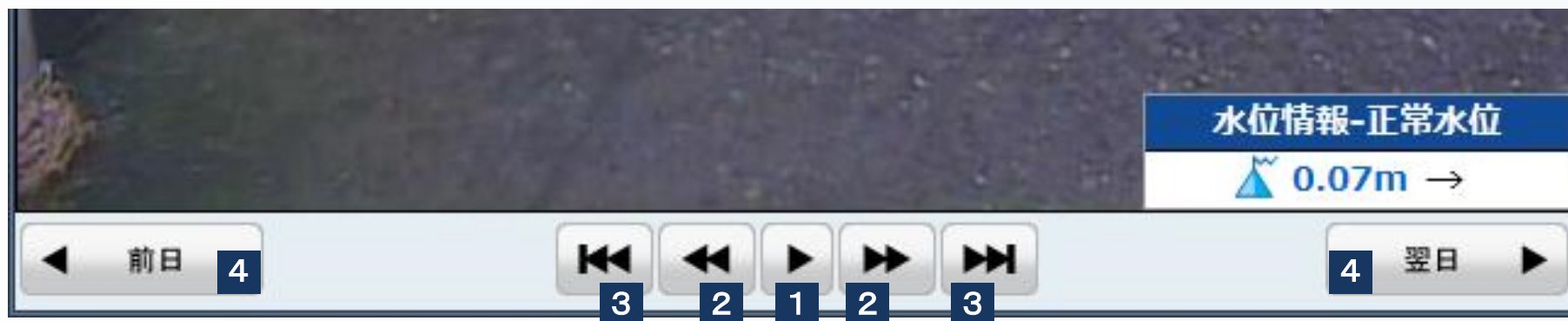
水位情報-正常水位 -0.04m

◀ 前日 翌日 ▶

4

(5) アニメーションウィンドウ

機能名		内容
1.	 再生  一時停止	画像を連続再生(アニメーション)表示させます。
2.	 前の画像へ移動  次の画像へ移動	画像をひとつ前、または、次の画像に移動させます。
3.	 最初へ移動  最後へ移動	画像を検索結果の一番最初、または、最後に移動させます。
4.	 前日 前日へ移動  翌日 翌日へ移動	画像を検索結果の一番最初、または、最後に移動させます。



3. 滋賀県河川防災カメラ運用要領

第1条 目的

第1項

この要領は、滋賀県が管理する一級河川等に設置した河川防災カメラについて、その撮影または記録した画像の管理に関する基本的事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

第2項

河川防災カメラは、河川に関する防災情報を広く一般に提供することを目的に設置し運用する。

第2条 運用責任者の責務

第1項

河川防災カメラの運用責任者は、土木交通部流域政策局長および各土木事務所・支所河川砂防課長がこれにあたるものとし、この要領に基づいて河川防災カメラの適正な運用を図らなければならない。

第2項

運用責任者は、河川防災カメラの保守・工事について県からの業務の委託をさせる場合、この要領に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

第3条 装置の設置および表示

第1項

河川防災カメラの画像配信記録装置は、施錠したサーバ室に設置する。

第2項

河川防災カメラ設置箇所の見やすい場所に次に定める事項を明示する。

- ア) 河川防災カメラ設置の表示
- イ) 所管土木事務所名、連絡先

第4条 画像の撮影記録方法

第1項

撮影は数分毎の静止画像とし、解像度は個人の特定や車両ナンバープレートの認識が不能な低解像度とし、橋梁築堤護岸等撮影構造物の遠景を平常時の画角とする。

第2項

撮影画角に近景で周辺家屋等が含まれないよう、河川管理上必要な区域以外は、原則としてカメラ周囲に遮蔽板等を設けるものとする。

第3項

撮影記録した静止画像はすみやかにインターネットにより一般に公開するものとする。

第5条 画像の保存期間、公開期間

画像は保存期間は概ね5年以内とし、インターネットによる公開期間は7日間程度とする。

第6条 画像の保存

画像は、プライバシー保護上使用することのあるマスク加工以外は撮影時の状態のまま保存し、記録データを故意に加工してはならない。

第7条 画像の消去

保存期間を経過した画像は、洪水記録として必要な場合を除き、速やかに消去を行うものとする。

第8条 画像の廃棄

プライバシー保護上消去の必要な画像を運用責任者が覚知したときは、すみやかに物理的に上書き消去するものとする。

第9条 画像の利用および提供の制限

第1項

画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的に利用してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (4) 河川・防災に関する調査・計画に供する場合

第2項

前項により保存している画像の開示を求める者は、運用責任者に理由を付して申請を行うものとする。

第3項

運用責任者は、開示に関する申請を受けた場合は、第1項各号に該当すると認められるものについて開示するものとする。

第10条 個人情報保護の周知徹底

運用責任者は、カメラの運用を行う職員等に対し、画像の不正使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。